

地方消費税率引き上げ分における使途の明確化について

平成２６年４月より、国と地方を合わせた消費税の税率が５％から８％に改正されました。また、令和元年１０月１日より、８％から１０％に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分については地方税法第７２条の１１６により、「消費税法第１条第２項に規定する経費（社会保障４経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、令和７年度当初予算における消費税の税率改正に伴う増収分を２３４，９２８千円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		事業費	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	重層的支援体制整備事業	7,000	5,250			1,750	234,928
	障害者地域生活支援事業	38,320	17,544			20,776	
	障害福祉サービス等給付事業	676,192	506,163			170,029	
	児童扶養手当支給事業	85,151	28,328			56,823	
	児童手当支給事業	392,751	353,562			39,189	
	生活保護費	369,179	259,033		556	109,590	
	小計	1,568,593	1,169,880		556	398,157	
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定）	141,488	106,100			35,388	234,928
	介護保険特別会計繰出金	409,653	23,962			385,691	
	小計	551,141	130,062			421,079	
保健衛生	がん検診事業	18,655				18,655	
	病院事業費	384,000				384,000	
	小計	402,655				402,655	
合計		2,522,389	1,299,942		556	1,221,891	234,928